

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

# 関西労災職業病6月号

(通巻第144号)

関西労働者安全センター 1986.6.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



- 振動病被災労働者の治療、補償に…………… 1  
5年打ち切り攻撃
- 心疾患はどこまで労災か…………… 5  
ふえる労災申請事例
- 労災職業病と安全衛生運動(第5回)…………… 7  
奈良県立医大公衆衛生 車谷典男
- 闘いの中から 東地域合同労組…………… 9
- 前線から(ニューズ)…………… 10
- 夜勤、一人作業中の死亡災害…………… 15
- 通勤災害②…………… 16
- みんなでやろうストレッチ体操⑥…………… 18

# 振動病被災労働者の治療・補償に五年打切り攻撃

生命と健康の問題に妥協はない、闘いの開始を!!

全林野大阪地本  
安全センター運営協副議長

金銅 正夫

## 四万人患者に

### 不当な大弾圧

全林野が振動病闘争に取り組み始めてから二〇数年が経過するが、国有林では、予防、治療、補償問題等、全林野の闘いによって一定の成果をおさめてきている。

しかし、民間林業の場合、そのほとんどが未組織労働者であり、全国十五万人の内、組織労働者はわずか六三〇〇名にすぎない。しかも、不安定雇用に加え、社会保険制度もともに適用されない劣悪きわまりない労働条件の下で、まさに振動病はたれ流しの状態で、潜在患者（認定

患者約八〇〇〇名）は、四万名を越えるとも言われている。今回、労働省は、こうした弱い被災労働者の治療・補償を五年で打ち切ろうとしているわけで、これはまさしく、国による殺人といえるものである。

それでは、今回、労働省が意図している打ち切り攻撃の内容と背景について、触れてみたい。この問題が表面化したのは、今年五月十四日、全山労協中央行動における労働省交渉（社会党議員も多数同席していた）で、清水補償課長が、「専門家会議での検討結果をふまえ、近々、振動病の改訂治療指針を通過で出すためのすり合わせを行っている」との意向を明らかにしたのをはじめ、交渉

の成り行きを見守っていた動員者から、①奈良では、専門家会議のメンバーになっている医者が、四九名の患者に対し五年で打ち切りの診断書を書いている。②山口労働基準局は、すでに三月二十四日、二九名について三〜五年で打ち切ることを、県評、労安センターに説明している。などの発言があり、労働省が意図していることが、地方段階で暴露され、より鮮明になったものである。更に、この問題を重視した社会党議員団十七名が、五月二〇日、労働大臣に抗議、撤回を求めている。

したがって、今後、このような労働省の不当な大弾圧を許す結果になれば、全国二万名の振動病患者（内

民間林業約八〇〇〇名)の内、約八〇%の者が、長期療養、症状固定として治療、補償を打ち切られることになる。

また、労働省「振動障害の治療等に関する専門家会議」のメンバー八名は、労災病院等、臨床医を中心に構成され、とかく振動病を極度に軽症化し、局所障害説を主張してきた医師であり、奈良、山口で発生した打ち切り問題に大きく係わってきたことは間違いない。

そのことは、奈良の場合、全山労より抗議を受けた労働基準局長から皮肉にも某医師に対し勧告があり、撤回させたと聞いている。

更に山口については、六月二日、全山労協中央、地本、分会及び、県評、労安センター十二名が、基準局交渉で二九名の打ち切り撤回を求め、はげしい追及の中で、「中央指示まで凍結する」という局長の態度表明で当面の決着をはかってきている。

## 臨調・行革

### 弱肉強食の原理

こうした労働省の動きの背景には、①中曽根、臨調・行革攻撃は、人間を人間と思わず、弱肉強食の原理を断行することであり、針きゅう三七五通達及び一九八四・九・一九振動病高松高裁不当判決をはじめ、国会において労災保険法の改悪を強行したことは記憶に新しい。②林業における振動病は、労災保険の赤字(単年度で約二〇〇億円)を理由に、業界の圧力(事業主の労災掛け金は、林業の場合千分の一三四、つまり賃金一万円に対し一三四〇円負担となる)もあり、四〇五年前頃から、治療・補償の制限、打ち切りの機会をうかがってきた。その現れが、基発三九一号通達「適正給付管理」であり、和歌山等における判定委員会の設置(和歌山の場合、一九七九年、

社会党調査団の抗議を受け「検討委員会」に変えている)や、全休治療から部分休としてきたことである。

しかし、今日まで、これらの攻撃は、全山労協等の組織や、労安センターをはじめ、労災・職業病の共闘組織がしっかりしている地域は、闘いによって攻撃をかわしてきたが、そうでないところは、残念ながらもとんど打ち切られてきている。

### 今、必要なのは

#### 妥協なき闘いの原点

そこで問題は、これからの闘いと、その展望であるが、最近、労災・職業病闘争が全般的に弱い、盛り上がりや欠くという点について、いささかの不満をもっている。

色々な原因や見方の違いはあるかもしれないが、なぜそうなのかについて、私見をまじえ分析してみたい。

①敵の攻撃は、弱者を切り捨てるこ

とが明確である以上、これに対し弱い者を救うために組織し、団結し、闘う、という極めて当然のことが、私たちの職場も含めてであるが、しっかりやられていないように思えてならない。②なぜか・・・それは

「情況判断重視、妥協先行形闘争パターン」だからである。たしかに、過去数年、春闘ひとつとってみても、情勢は決して有利には動いていないし、彼我の力関係も理解できないことはない。物によっては、妥協も大いに結構だ。しかし、生命と健康を守る闘いも同じであってはならない。この場合の闘争は、どこまでも抵抗に抵抗を重ね、闘い抜いた結果の妥協であり、妥協が闘争の前提ではない。つまり、「妥協もあり得る」という性格のものである。③最近よく聞かれることだが、「前に出て闘う組合が少ないから情況が悪い」と・・これは、情況判断重視の典型例である。いつの場合も、前に出て闘

う組合は少ないのであり、職場闘争は不均等に発展するものである。したがって、前に出られない組合に対し、あらゆる努力を講じて一緒に闘うという指導性が不足していると思えてならない。

以上のことから、こと、生命と健康の問題に関しては、前に出ない組合に合わせて、最初から妥協や戦術を考えるのではなく、理屈ぬきで、闘って闘って闘い抜く中で判断をすべきであり、まさに「抵抗なくして安全なし」「安全なくして労働なし」という原点が、今日ほど求められている時はないと考える。

### 働くもののいのちを守る

#### 闘いの最前線へ

最後に、全山労協の闘う構えと、今後の闘争展望等を明らかにし、より多くの皆さんに支援・協力を呼びかけたい。①まず、組織内部に、情

勢の徹底を図り、闘争資金（患者一人七千円）を拠出し闘う態勢を確立する。②県本部単位に、「振動病打ち切り攻撃阻止・振動病対策の抜本的確立を求める大集会」を開催し、組織の命運をかけた闘うことの意志結集をはかる。③労働基準局・監督署交渉を配置し、「改訂治療指針・通達をだすな」の突き上げ交渉を強化する。④各県評、地区労等へ働きかけ、共闘組織を結成し、関係行政機関へ要請、自治体決議や交渉等へ参加してもらう。⑤振動病患者が綴った「山峡に哭く」という本（一冊一〇〇〇円）の講読運動に取り組み、地域住民、有識者、自治体関係者、医師等幅広い国民の理解を求める。⑥労働省の動き方によっては、二〇〇名以上の中央動員を配置する。

さらに、中央段階における闘争日程で、明らかとなっている内容は次のとおりである。六月九日、総評労災・職業病対策委員会が、全山労協

の要請で開催され、衆参同時選挙終了後、①総評大会で関係単組・県評の共同提案を受け、幹事会より「振動病打ち切り反対の決議」を行う。

②関係単組による労働省交渉を行う。

③労住医連を中心とする医師等の労働省交渉を総評が主催で実施する。

④国会が開かれた段階で、社会党と打ち合わせを行い国会共闘を強化する。

なお、社会党が、五月二十日に労働大臣に申し入れた「振動病の治療指針改訂に関する緊急要請」と、今後、労働省に求める各界からの意見書を参考資料として添付し、終わることとする。

#### 資料

### 振動病の治癒指針改訂に関する緊急台詞要請

削岩機・鋸打機・チェーンソー等振動機械等を使用する労働者に発症する振動病は、林業・鉱業・建設業等々広範な産業に拡がりをみせ、累計認定患者数は二万余名にものぼって

いる。

しかも、林業・建設業等のみならず、労働者の労働条件は、極めて劣悪であり、加えて企業内における安全衛生の不備もあり、今後新たな認定患者が大量に続出する状況にある。

従って、振動病患者を発生させないための労働環境の整備・予防・治療・補償・職業復帰対策等、抜本的対策の強化が求められている。このような中で、労働省は五六年治療指針の見直しを図るべく、専門家会議を設置、以降検討してきたが、一部地方基準局職員や専門家会議医師の発言によると「専門家会議の結論が三月に出され、改訂治療指針の作成作業が進められている。その内容は①振動病の障害を末しよう神経障害、末しよう循環器障害、骨関節障害に限定する。②治療効果は四〜五年で治癒とし、治療補償の打ち切りを行う。」等を中心に改訂治療指針が出されると言われている。これが現実のものであれば労働者災害補償保険法の目的「労働者の福祉の増進」に逆行する許しがたい暴挙と言わざるを得ない。従って、下記事項について緊急に指導されたく要請する。

#### 記

1、労働省の指名する者のみをもって構成された、治療指針見直しの専門家会議の結論による治療指針の改訂作業を中止すること。

2、労働団体・使用者団体・日本医師会等の推薦する振動病の専門医で構成する振動病治療の専門家会議を構成し、振動病治療についての抜本的対策を講じること。

### 振動病の対策の充実に

#### 求める意見書 (安未)

削岩機・鋸打機・チェーンソー等振動機械を使用する労働者に発症する振動病は、林業・鉱業・建設業等々広範な産業に拡がりをみせ、累計認定患者数は全国で二万余名、〇〇地方で〇〇名にものぼっています。しかも、林業・建設業等のみならず、労働者の労働条件は、極めて劣悪であり、加えて振動病の治療対策のおくれ等により、今後新たな認定患者が大量に発生することが想定されます。

このような中で、労働省は五六年振動病の「治療指針」の見直しを図るべく、専門家会議を、設置、検討されてきましたが、一部地方基準局職員や専門家会議医師の学会等での発言によると「専門家会議の結論が三月に出された。その内容は①振動病の障害を末しよう神経障害、末しよう循環器障害、骨関節障害に限定する。②治療効果は四〜五年で症状固定とし、治療補償の打ち切りを行う等の結論をもとに改訂治療指針の作成が進められている」と言われています。このような措置が行われれば、患者の生命・生活への影響のみならず、治療の国民健康保険への移行、生活保護世帯の増加等のより、地方自治体財政にその全てのしわ寄せが押し付けられることは、明白といえます。従って、労働省におかれては、左記事項についての施策を講じられるよう強く要求いたします。

# まだまだ認識薄い

## 心因性精神障害の労災認定

明らかに過重な仕事が続いていて病気になる、職場の同僚の誰もが「彼は仕事のせいで病気になるにちがいない」と思うようであれば、特別な事情がないかぎりおそらく労災であることは確かだろう。循環器系の病気、例えば脳卒中や心筋梗塞などの労災認定の労働組合での取り組みは、ほとんどそういうふうにして始まる。それは、最近話題になることの多い心因性精神障害の労災認定の問題についても同じことが言えるはずだ。

一 昨年(一九九〇年)の二月に設計技術者のうつ病による自殺未遂が業務上認定(うつ病の療養補償、自殺未遂の障害補

償)されたことが新聞で大きく報道された。にもかかわらずその後の心因性精神障害の認定は、多発していると言われる割には、極めて少ないように思える。校内暴力事件、弱者いじめの多発などで校内指導、家庭訪問を繰り返して疲労こんぱいし、うつ病になり入院したのち自殺を図った教師の例が二件公務災害として認定されたことが明らかになっている。この問題ではまだまだ認識も薄いのが実態である。

もちろん業務起因性が明らかであると考えられても、精神障害という病気を取り巻く状況のなかで、労災認定が最良の道とは決して言えるも

のではないが、そういう場合はできるだけ労災申請をして、しかるべき措置をとることは大いに重要である。

労働省は心因性精神障害の業務上認定基準について次のように述べている。(労働省労働基準局編著「労災保険業務災害及び通勤災害認定の理論と実際(下巻)」労働法令協会刊)

「具体的には、心因性精神障害が業務上の疾病として認定されるためには、次のような事項が充分な資料によって認められることが必要である。

- (1) 心因性精神障害を発病させるに足る十分な強度の精神的負担が業務に関連して存在することが認められること。
- (2) 当該疾病の有力な発病原因となるような業務以外の精神的負担がないこと。
- (3) 精神障害の既往歴がないこと等、

当該疾病の有力な発病原因となるような個体側要因がないこと。」

そして、業務に関連する精神的原因として「困難な仕事、業績の不振、仕事の失敗、対人関係上の悩み、過労、定年、退職、昇進、転勤等」と解説している。

ここで注意しておかなければならないことは、例えば自殺のような場

合、当然のことながらそれ以前の専門医師の療養が必要だということである。心因性精神障害の増悪防止に

は、なんといっても専門医による治療が必要なことは言うまでもないが、現実にはなかなかそうはいっていない。事後に明らかに業務に起因すると言っても根拠となる診断がないということになってしまふのである。

## 一九八六年夏期カンパへの御協力のお願い

各位におかれましては、諸活動に日夜ご奮闘のことと存じます。また、日頃からの当安全センターへの御指導、御協力に対し、心よりお礼申し上げます。

昨年より各地の安全センター、労働組合、団体と共闘しながら取り組んでまいりました労災保険法改悪反対闘争は、法案の国会通過は許しましたが、焦点の使用者の意見申出制度及び特別加入制度への事前健診の導入については、社会党の協力を得て、今後の省令・通達化をめぐる攻防への一定有利な政府答弁を引き出しています。さらに各位の注目と御協力をお願い致します。

また、このような全国的課題に取り組みつつ、日常的

うつ病が増えているという原因に

現在の職場の状況が影響しているのは明らかであるが、さて、どう対応してよいのかとなると難しい面が多い。以上のような労災認定にまつわる問題とともに労働者の健康を守るという観点からは是非考えていく必要がある。

な地域活動、相談活動についてもさらに充実していかなければならぬと考えております。昨今の厳しい情勢の中で、安全センターの推し進める労働者の権利闘争としての、いのちと健康を守る闘いの重要性を確認し、今後さらに多くの仲間と手をつなぎ、闘いの強化、拡大を目指していかねばならないと確信しております。

さて、当センターの財政状態は、年毎に改善されてきてはいますものの、未だ不安定状態を脱せず、各位の資金援助をおおがねばならない現状です。つきましては、誠に恐縮ではありますが、趣旨御理解の上、何卒夏期カンパへの御協力をよろしくお願い申し上げます。

# 労災・職業病と安全衛生活動

## 「第五回」

奈良県立医科大学公衆衛生学教室 車谷 典男

### 誤った職業病観の克服

その② 家庭原因説と不注意説

前回は心因説と加齢説について触れた。今回は「家庭原因説」と「不注意説」について批判してみよう。これらも当局が常套文句として使用しているものである。

#### ◆◆ 家庭原因説 ◆◆

保母さんの頸肩腕障害の場合がこの例に良く当てはまりそうである。保母労働は乳幼児の保育作業であるが、している動作は一つ一つを見れば、家庭の主婦の場合と同じく、

ダッコにおんぶ、オムツのしかえ、食事の世話等である。保母だからといって、何か特別のダッコのしかたがあるわけでもないし、特別なオムツの当て方があるわけでもない。当局は「だから、自分自身の子供の育児が原因でケイワンになったのかも」しれないので、職業病とは認め難い」と主張する。「家庭」が主原因であるかのようない回しである。

しかし、果たしてそうであろうか。家では子供が寝れば一緒になって眠ることもできるし、疲れていれば家事なら手抜きもできる。だが、保

育園ではそうもできない。また、面倒をみる子供の数も保育園の方が当然多いし、人の子であるだけにケガをさせてはいけないという気持ちをより一層強く持ち、精神的なストレスも強い。

同じ作業のように見えても、このように家庭の主婦作業と、保育園での保育作業の労働負担の程度は全然違うことが分かる。保育園での負担の方がはるかに大きく、従って、仮に頸肩腕障害を発症した保母が、自身に赤ん坊をかかえていたとしても、その頸肩腕障害の原因として、



保育園での保育作業を考えるのが医学的に極めて自然である。

給食調理員の頸肩腕障害についても、育児と調理の違いはあるが、同様の話ができよう。

同じ仕事をしているようであってもその軽重を考える必要があるのは当然であるにもかかわらず、「家庭原因説」はこの点を意識的に欠落させた論法である。

### ◆◆ 不注意説 ◆◆

仕事上の事故は因果関係が明瞭であるので、まず労災認定される。しかし、こんな場合でも、「労災保険があるから仕方なく労災扱いにしているだけで、本当は本人の不注意が原因である」との「不注意説」が盛んに宣伝される。これは、事故の原因を労働者自身に全面的に転嫁してしまえる上に、事故は労働者の原因

とする立場に立つので、作業環境の点検、改善の必要性を考慮しなくてもよく、事業者側にとって極めて都合が良いキャッチフレーズである。

考えてみれば、事故が発生した時、労災という限りは「不注意」が原因で生じているのが当たり前である。注意していても事故が起こったというのであれば、それは機械の設計ミスか何かの人災であって、労災ではない。事故原因を調査したあげく、「不注意が原因」とさも鬼の首を取ったように喜ぶ人もいるが、馬鹿げている。問題は何故「不注意」になったかである。

深夜勤務をしている人は、明け方に事故が多いことを知っているだろう。それは、いくら深夜勤務に体が慣れたといっても、どうしても疲れのピークがこの時間帯に集中するからである。人間の体は昼働いて、夜眠るようになってきているから、同じ「疲れた」といっても、夜の疲れは

日中の疲れと比べものにならない程ひどい。

疲れがひどい時、注意力は散漫となり、イライラ感がつり、怒りっぽくなって、その上、状況判断も鈍くなる。誰しも一度は経験しているであろう。このような状況下であれば、どうしても事故が発生しやすくなる。

つまり、事故の直接の原因は確かに「不注意」であるが、人間は疲労状態にある時、いくら注意しようとしていても、注意力を持続できないというヤツカイな性質を持った動物である。従って、むしろ「不注意」を招く疲労こそ事故の原因があるといえる。疲労を十分に回復させな

# 内の中

いで仕事を続けさせる労働条件や、「不注意状態」になった時、それを的確に回避できる安全装置がついてない機械が、真の事故の原因である。

不注意は日常ありふれた現象だけに、事故があればすぐ「俺のミスか」と思ってしまうがちであるが、冷静に事故の真の原因を考え、労働条件、

作業環境条件の改善を実現する必要がある。そうでなければ、忘れた頃にまた同じような事故がおこってしまう。

## 労災の企業責任を追求し

## 勝利和解がちとる

### 総評東地域合同労組

（株）近太材木店創立以来、二六年間働き続けていた内田さんは、八五年四月二六日、トラックの荷作りをしていて材木がくずれ両足を骨折した。八五年八月三一日まで休業加療（労災）していたものである。

ところが会社は、入院療養中から退職勧告を行ってきた。そんな会社の態度に対し内田さんは、東地域合同労組に相談、加入された。組合はただちに安全センターと協議し、退

職金、損害賠償金、慰謝料の要求を提出し団交を重ねてきた。

しかし会社は弁護士に全面委任し、不誠実な回答を行うばかりか、二月一五日大阪地裁に「債務不存在確認請求訴訟」を行った。そうした理不

尽な会社に対し組合は、二月一六日第四回定期大会で特別決議をし、二月二日には労災の責任追求の近太材木店門前抗議集会を行い、合同労組、地域の仲間とともに糾弾闘争を

おこなった。

二月二四日に地労委へあっせん申請をし、三月一四日あっせんがおこなわれたが進展のないまま決裂した。組合は三月二九日、八五年十一月から八六年二月までの未払い賃金の追加要求をし、団交の申し入れをした。

ところが会社は、①裁判で争う、②内田氏は退職している、とのふらちな回答をしてきた。ただちに組合はあっせんを取り下げ、内田さんの「退職の前提条件」を撤回、就労して闘うことを通告。再度団交の申し入れを行った。すると会社は態度を一変した。四月二八日、地裁で和解案の提示がなされ、五月九日和解が成立した。

当初会社は、事故の責任を内田さ

# 前線から

ん個人におしつけ、会社の労災責任を認めようとしなかった。そうした中で、退職金、損害賠償金、慰謝料を勝ち取った意義は大きい。

今日、未払い賃金と労災・職業病が多発し未組織労働者は切り捨てられている状況である。東地域合同労組は合言葉である「共生」「共闘」

「反差別」の立場に立ち、近太材木闘争勝利をバネに一層がんばる決意である。

## 手話通訳者の

### 選択は

### ろうあ者の権利

#### 労基署交渉で確認

## 大阪東南

六月十九日、

参照していただきたい。）

東南地域労災職業病交流会は、頸肩腕障害で労災申請中であるろうあ者のAさんの見解として、①ろうあ者本人が希望する手話通訳者を採用することが、ろうあ

の手話通訳者の問題で、阿倍野労基署と交渉を行った。（経過は前号のニュースを

その結果、阿倍野労基署の理解として、①ろうあ者本人が希望する手話通訳者を採用することが、ろうあ

者の権利を守るためにベストである。②その場合も公費の支出ができるように通達を変更するよう、大阪労基局に対して働きかける。（ある機関への通訳派遣依頼を指示する通達がAさんの件をきっかけに出ている）③通達が変わるまでの措置として、公費の支出ができないが、ろうあ者の希望する通訳者に通訳をしていただき、と確認した。席上、ろうあ者の権利をないがしろにする労基署の姿勢に怒りの声が上がった。また、このような交渉での通訳者への公費措置も同時に申し入れた。センターとしても今後、今回の件を契機に局に対して、本人の希望する手話通訳者をキチンと認めるように強く求めていきたい。なお、労災については業務上とするとの労基署見解が示された。

好評販売中！

『職業性性腫脹痛』

— その実態と対策 —

全金安全対策委編集

中桐伸五執筆

発行・全国金属労働組合

B5版64頁五百円

## 南大阪

# 倉庫内事務作業で

## けい肩腕に

労災申請に向け調査中

港区にある全金浪速鉄工支部の山口さんの頸肩腕障害につき、現在労災申請に向け支部、安全センター共同で調査を開始した。山口さんは十年前に浪速鉄工(株)に入社して以来、ずっと倉庫内事務作業にたずさわっている女性労働者である。主な仕事内容は、鋼材製品の発送にともなう伝票作成である。山口さんの作成する伝票は約五種類あり、それらはおおよそ七枚く九枚つづりのカーボン式伝票であり、ボールペンを使用し

山口さんは入社以来十年

間、現在のような症状を経験したことがなく、本年五月初旬より肩、頸などに痛みを覚えはじめ、そして中旬には腰、足にもしびれを感じるまでに症状は悪化し休業へと追い込まれた。

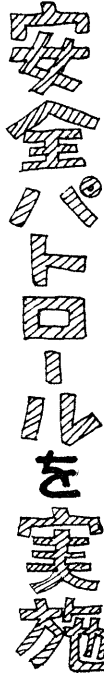
作成するものである。この作業はかなりの筆圧を必要とする。その他にも、倉庫作業が忙しい時は、箱作り等現場作業も行っていた。期

から一名が参加した。安全センターは同支部安全委員会に役員を出しており、この安全パトロールは言うに及ばず、同支部とは日常的に共闘関係を確立している。

大阪支部に所属する分会の中には運輸、倉庫、荷役作業等々数多くの職種があり、安全衛生問題においても課題は多い。これまでも機会あるごとに述べてきたように、同支部における労

## 全港湾大阪支部

## 南大阪



約百三十の全分会を対象に

全港湾大阪支部安全衛生委員会 は五月二一日〜二三日の三日間にわたって全分

会職場(約百三十か所)を対象にした全体安全パトロールを実施し、安全セン

争は歴史があり、全国的にみてもかなりの水準である。しかしながら分会数が百三十を数えるところから、すべてが「良」といえるはずもなく、分会毎の格差があるのもまた事実である。安全センターが同パトロール

に参加し始めて四年になるが、同支部員の安全衛生に對する関心は年々強くなつており、現在、安全衛生委員會が中心となり、全組合員を対象とした「じん肺一斉健診」の実施にむけた取り組みもすすめられている。大阪支部安全衛生委員會の更なる奮闘を期待したい。

## 経験交流で

# 米運が安全闘争報告

## 働く者に健康と！ 東大阪連絡会

## 東大阪

五月二八日、東大阪労働セツルメントにおいて、第四回定例会が開かれ、二十数名が参加した。経験交流では、全港湾大阪支部大阪米穀運送分会の報告がおこなわれた。米運の方からは、向井安全委員長他安全委員十一名が参加され、自主制作の八ミリを上映した後、

『米運労働者の実態と安全闘争』について話された。米運分会は七四年に全港湾に加盟して以来、安全闘争を組合運動の大きな柱にして闘ってきている。労災職業病多発の大きな要因であった歩合給を固定給にさせ、慢性腰痛症の大量認定闘争に取り組み、これをか

ちとり、さらに、現場に立脚した安全委員會の日常生活、職場復帰を目標とした被災者対策に力を入れている。また、針灸学習会で習得した技術を職場で実践するというユニークな取り組みも行っている。その他、いろいろな面において参考になる報告で、参加者の関心も高く、時間も延長して討論が行われた。そして、今後、連絡会に参加、協力していかれることとなった。次回は、六月十六日『全国一般全自教の安全闘争』について全自教の和田氏から報告の予定。

## 原発放射線被ばく 全金・原発作業員アンケート報告書

●全国金属労働組合 安全対策委員会、全金・アンケート調査実行委員会  
発行. 全国金属労働組合

B5版30頁 頒価 200円 (送料 1冊 170円 2冊以上 240円)

# 日戸鑑定のいい加減さ

## 明らかに

### ●岩佐訴訟鑑定人尋問

## 大阪

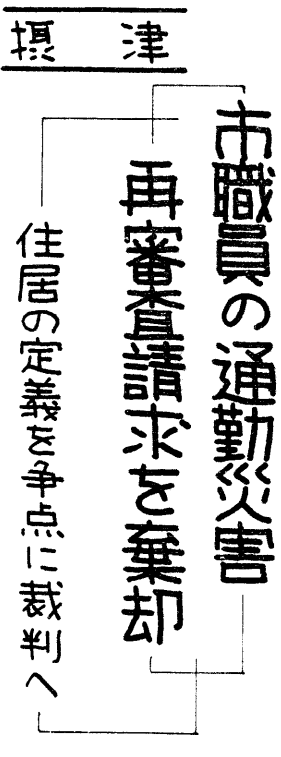
### 原告側有利に展開

岩佐訴訟控訴審法廷が六月十日午後一時より大阪高裁一〇〇七号法廷で開かれ、前回に引き続いて、被告側申請の鑑定人日戸平太氏の証人尋問が行われた。

この尋問では、日戸平太氏の主張する「血栓性静脈炎の可能性」が、極めて例外的な診断をつなぎ合わせてできあがっていることを、原告側が皮膚科の教科書を示しながら明らかにしていた。日戸平太氏は、原告側の指摘に対して、「100%とは言えない」とか「臨床

になったんでしよう」と言う始末であった。

この法廷で日戸平太鑑定の不確かさが明らかになったわけだが、次回は「放射線被曝に起因する皮膚炎」との結論を出した原告側申請の鑑定人、青木敏之、菱沢徳太郎両氏の証人尋問が九月四日午後一時より同法廷で行われる。



撰津市職が、五五年一月に発生した通勤災害について、地公災基金審査会に再審査を請求していた件に

ついで、去る四月二一日付で棄却の裁決が下された。この裁決について同市職では裁判に持ち込む準備を進

めている。

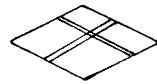
撰津市職員のKさんは、自宅近くの実家に住んでいる実父が死亡したため、十日間の喪休暇をとり、その間実家で寝泊まりし、葬儀、遺品の後始末などを行い、休暇明けに実家から単車で出勤の途中に交通事故に会い負傷したので、通勤災害として申請した。しかし、基金の判断はその日出発した実家が住居にあたらぬとして非該当の決定を下したのである。

このケースでは、住居の定義についての判断が争いの中心になるが、極めて狭い範囲しか認められていない現在の通勤災害保護制度の拡大という意味で大きな意義があると言えよう。

# 保母の職業病をテーマに

## 官民からの報告

### 東 南 刊回 東南地域労災職業病交流会



五月二十九日、東住吉区の

市立鷹合保育所において、  
第十一回交流会が開催され  
た。

こと。

民間の方は、大阪地域合  
同労組から、官民の労働条

件の比較のなかから、民間

保母の置かれている状況が

のべられた。また、労働実

態を知るため、現場のスラ

イドも上映され、職業病予

防対策について、キンダー

ハイム分会を例に挙げなが

ら説明された。

報告の後、民生七分會制

作のテープによるストレッ

手体操を行った。

やや盛りだくさんで収ま

りきらなかったもので、次回

(七月九日午後六時十五分

平野区役所)はこの続き

として「職業病を出さない

職場作り」をテーマに討論

等を行うことになった。

## 白ろう病の実態を赤裸々に証言

振動病患者、家族の手記集

# 山 峡 に 哭 く

(頒価) 一〇〇〇円 (送料別)

(発行) 全国山林労働組合

安全センターで取り扱います。

今回のテーマは、去年十  
二月の頸肩腕・腰痛学習講  
演会に引き続き、「保母の  
労災職業病パート2 報告  
と交流(官民の保育所)」。  
市職民生の方からは、今  
年の自主健診の中間結果が  
報告された。分会において  
は被災者に対する時間内通  
院の指導等を実施している  
が、さらに職場からの取り  
組みを強めていきたいとの

# 夜勤、一人作業中の死亡災害

合理化、FA化がもたらす大工場の災害

住友電工労働者有志 池野竹雄

六月二日午後十時過ぎ、夜勤の労働者大江薫さんが、大型加硫缶の前で作業中に釜の蓋が突然開き、勢いでふき飛ばされ死亡する事故が起きました。

事故当時、近くに同僚作業者がおらず、目撃者がいない事もあって、現在（十六日）も事故の原因は発表されていません。

大企業における安全対策は、万全であるかに考えられがちですが、住友電工も死亡事故が後をたちません。八一年十月、同じ住友電工大阪製作所で、鑄造銅の塊が後頭部に当たり、まもなく死亡する労災事故が発生しています。この事件は安全センター

機関誌に報告されていますが、その後住友電伊丹製作所などで死亡事故があり、安全対策の中身が問われています。

私たちは住友電工の不当な労務政策を批判してきましたが、その理由とする差別賃金の撤廃を求め、労働委員会に訴え、闘いを進めています。又、これまでも安全センターと共に組合員の高松労災認定闘争や、十五分間未払賃金裁判闘争を行って来しました。

しかし、今回の労災事故にもみられるような人べらしによる一人作業で、声をかけあって作業を行う職場で無くなってきているところに問題

## 釜のふた開き 作業員激突死

此花の被覆線工場

二百午後十時ごろ、大阪府此花区馬場一、住友電工大工場の大阪製作所被覆線工場（大阪八工場）の大型加硫缶の前で「パーソン」大工が蓋が開いたままに作業していたところ、作業員の内野二が倒れているのを察つけた同僚らが見つけた。内野さんは胸元に飛ばされた、釜の蓋を押しつけてすでに死んでいた。

六月三日サンケイ新聞夕刊

此花製作所では、この大工場の釜は直径二メートルを別として、二メートルに動力機をつけるもので、直徑二メートル、長さ六メートルの釜の両端に、大江さんは一人で釜を温める作業をしていました。釜のふた（直徑三メートル、厚さ一・六センチ）が外側に開いたままになっていることから、同僚では突然内部の圧力が上がり、ふたが強い勢いで開いて大江さんをはね飛ばしたのではないかとみている。

があることは明らかです。また、余剰人員活用から多能工制度（何でも出来る作業者として、応援・派遣をさせる）は、仕事に精通していない労働者の職場配置に問題があります。労働作業は文書では引き継げない、労働の口頭での継承が作業の安全を守っている場合が多くあります。勿論、能率向上、生産優先が職場をとりまき、労働者を潜在的に急ぎ立



てているところに事故発生の根元があることは否めない事実であります。私たちは、今こそ職場における活動を一層強力に進める必要性を痛感しています。



## 通勤災害

# ゆき道 かえり路

②

その日Aさんは仕事を五時に終え、別に用事もないのでいつものように五時十分発の電車に乗り自宅へ向かった。次の駅で降り、そこで五時四十分発のバスに乗り換え、自宅近くの停留所で降り、歩き始めたところ、野良犬がどこからかあらわれ、突然Aさんの足にかみついた。さて、これは通勤災害と認められ補償の対象となるかどうか。

労災保険法で通勤災害は「労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡」と定義されているが、その文中の「通勤による」を労働省は「通勤に通常伴う危険が具体化したこと」と解説している。実はこの「通常」

というのがクセものなのだ。

つまりこの場合で考えると、「野良犬にかまれる」可能性は、通勤という行為の中に「通常伴う危険」なのかどうかということが判断材料になってくるのである。だから、その付近が野良犬のはいかいする危険な地域であれば通勤災害と認められ、そうでなければ、たまたま犬にかまれただけで通勤災害ではないというおかしなことになってしまう。

さすがに労働省もその不合理さに気付いているとあって、昭和五二年ごろからの事例では、こうした災害のほとんどを通勤災害と認める見解をだしている。（例えば、クラクションを鳴らしてピストルにうたれた例、飛び降り自殺の巻き添え災害など）しかし、この通達の制限は未だに現在の基準として力を持っているのだから、同種事例の認定を進め、必ず改めさせる必要がある。

# 五月の新聞記事から

五・一二  
プロボクシングの試合中、相手選手のパンチを受け意識不明になったボクサーが、二日後に脳さ傷のため死亡（名古屋）

五・一八  
プロパンガス充てん所で作業員がガス充てん中、出火、大量のガスが爆発噴火、二人がケガ（四日市）

五・一四  
一九四七年の労災保険法施行前、発ガン物質ベンジジンの製造に従事、法施行後ほうこうがんだにかかった元従業員らが訴えていた「ベンジジン訴訟」で、和歌山地裁は「法施行前の業務に起因するものでも、施行後に発症すれば労災保険法の適用対象となる」との判決で和歌山労基署に処分取り消しを命じた

五・二〇  
ビアホールのビアタンク洗浄中の作業員が酸欠で失神、まもなく回復（大阪）

五・一五  
カネミ油症第二陣控訴審で福岡高裁は、国と鐘化に責任はないとの逆転認定をし原告敗訴

五・二二  
三菱化成黒崎工場で夜勤一人勤務の従業員がベルトコンベアーに体をまきこまれ死亡（北九州）  
難聴の労災補償の「時効」は本人が請求権を知ったときから数えるべき、との訴訟で控訴審も原告の勝訴となった（高知）

五・一六  
集団登山中の中学生が飛ばされた帽子をとろうとして滑落、助けようとした担任の先生が転落、死亡（愛媛）

五・二四  
東京都の大気汚染健康影響調査検討委員会は「窒素酸化物（NOx）と女性の肺ガンの相関性が高い」との結果を報告

五・一七  
早朝、ビル清掃会社へ出勤途中の会社員がスリッド違反の車にはねられ即死（尼崎）

五・二八  
自治省の地方公務員制度研究会は清掃作業に従事する地方公務員の事故報告書を発表。八〇年から八五年末までの六年間に八六件の作業事故が発生、一二人が死傷うち九八人が死亡。酸欠、硫化水素中毒、はさまれ巻きこまれなどが主な事故原因

五・二九  
八二年三月、山梨県のバルブ加工工場でMEでロボット化された旋盤が突然回転、作業員を巻き込んで死亡させた事故の追跡調査をしていた労働省産業安全研究所は、工場内クレーン車の電気火花から発生した電磁波が旋盤の操作盤に侵入、回路を狂わせたことが主原因だと報告

五・三〇  
「島田事件」赤堀被告に四度目の請求で再審開始が決定、三十二年ぶり

# みんなであろろ

## ストレッチ体操

⑤

(医) 南労会 松浦診療所 運動療法室 油田 健一

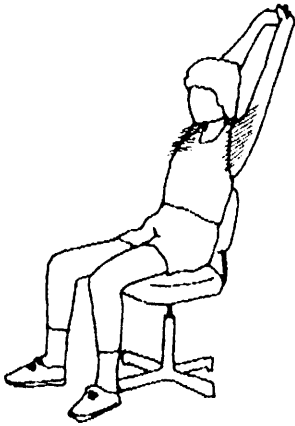
前回到引き続き事務仕事中のストレッチ。

夏は冷房、冬は暖房といった富まれた環境にも関わらず、オフィスイーカーたちには色々な障害が多発しています。

デスクワークの合間に、緊張した筋肉や疲労した筋肉をストレッチでほぐしましょう。

① いすに深く腰かけ両手を頭上で組み、息をはきながらゆっくり腕を後方に引きます。(五秒)

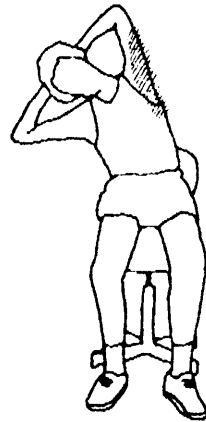
……二回繰り返す



② 両手を頭の後ろで組み背筋を伸ばし、息をはきながらゆっくり横に曲げる。

(左右各五秒)

……二回繰り返す



ストレッチ体操四つの注意

- ① けっして痛みをこらえたり、無理をしない。
- ② 自分の柔軟性に合わせて、ゆっくりする。
- ③ 自然な呼吸法で、となりの人と話しながら楽な気持ちで。
- ④ 笑顔で10〜30秒間ひとつの体操を続ける。

## 機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合には送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれでも結構です。

### ● 料金表

部数	料金(年額)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金(月額)
5部	500円
6部	600円

● 以上1部増えるごと100円増

● 郵便振替 大阪6-315742

● 大阪労金口座 梅田支店 95721

(但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必  
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

## 早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株) 千里印刷 06-351-1127**  
大阪市北区天満橋3-5-28